

不在者投票制度

指定施設での不在者投票

県選挙管理委員会の指定した病院、老人ホームなどに入院、または入所している人は、その施設の施設長に申し出れば不在者投票ができます。



他市町村での不在者投票

仕事などで市外に滞在している人は、市選挙管理委員会に「不在者投票請求書兼宣誓書」を請求してください。市選挙管理委員会から滞在先に投票用紙などを送付しますので、滞在先市町村の選挙管理委員会で投票してください。

請求方法 1 マイナポータル「ぴったりサービス」で「大分県国東市」→「選挙」→「不在者投票請求書兼宣誓書」を選び入力して請求。

請求方法 2 市のホームページにある「不在者投票請求書兼宣誓書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、市選挙管理委員会に送付して請求。

郵送に期間を必要としますので、お早めにお手続きください。なお、マイナポータルから請求した場合、請求時に費用がかからず、早くて便利です。ぜひご利用ください。

郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいがあり、下表の要件を満たす人、投票所に行くことが困難な人は、自宅で郵便により投票することができます。この場合、郵便等投票証明書が必要です。

郵便による投票をご希望される場合は、お早めにお手続きください。

身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	両下肢、体幹、移動機能	肝臓 免疫機能
等 級	1級、3級	1級、2級	1級～3級
戦傷病者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	両下肢、体幹	
等 級	特別項症～第3項症	特別項症～第2項症	
介護保険	要介護5		

郵便等による不在者投票における代理記載

上記の「郵便等による不在者投票」の要件を満たし、上肢又は視覚の障がいの程度が1級、特別項症、第1項症、第2項症の人は代理による不在者投票をすることができます。代理人となる人の届け出が必要ですので、お早めにお手続きください。

国東市選挙管理委員会 ☎72-5199

期日前投票制度

期日前投票ができる人

期日前投票ができるのは、投票資格要件を満たす人で、投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などの用事があり、投票に行けない人です。



期日前投票所の場所および開設期間

市内に4カ所の期日前投票所を設けます。お住まいの地域に関わらず、どこの期日前投票所でも投票できます。

4月13日(月)▶18日(土) 午前8時30分～午後8時

投票所名	開設場所	投票所名	開設場所
国見期日前投票所	みんなかん	武蔵期日前投票所	武蔵総合支所
国東期日前投票所	アストくにさき マルチホール	安岐期日前投票所	安岐総合支所 安岐保健センター

投票所無料送迎タクシー

市内にお住まいの有権者であれば、どなたでも利用できます。

投票日当日、お住まいの地域のタクシー会社へ直接連絡し、「投票所無料送迎タクシー」を利用したいことを伝えてください。専用タクシーで自宅と投票所の間を送迎します。



注意事項

利用できる時間は午前8時から午後5時です。専用タクシーの数が限られていますので、時間に余裕をもってご利用ください。

乗降場所は「自宅」または「投票所」です。同居のご家族や介助の方が同乗することもできます。

専用タクシー以外は通常料金となります。

各地域のタクシー会社

国見	香国タクシー	☎84-0734
国東	みなとタクシー	☎72-1234
武蔵	エアポートシティタクシー	☎68-1151
安岐	杵築国東合同タクシー	☎67-1234
	第一交通大分空港営業所	☎67-0143

選挙公報

候補者の政見などを掲載した選挙公報を発行・配布します。

告示日の午後5時に候補者が確定してから作成を始めるため、期日前投票の初めの期間には間に合いません。ご了承ください。

なお、準備ができ次第、郵便で配布しますが、市ホームページおよび期日前投票所の入口でもご覧いただけます。